

レセ電通信歯 2023001 号
令和 5 年 3 月 13 日

レセプト電算処理歯科システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部
国保中央会医療保険部

「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」の厚生労働省
ホームページ（診療報酬情報提供サービス）への掲載について

レセプト振替・分割機能の変更に伴い、「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録
条件仕様」が下記のとおり更新され、厚生労働省ホームページ（診療報酬情報提供サービス）
に掲載されましたのでお知らせします。

記

○ 更新内容

「窓口負担額（MF）レコード」の注釈に次の文言を追加する。

【追加文言】

ただし、令和 5 年 3 月請求以降分は、記録されていない場合であっても、レセプトの合計
点数が本人・家族 11,800 点以下、未就学者 17,700 点以下、高齢受給者 4,000 点以下及び後
期高齢者 3,000 点以下である場合については、レセプト振替及び分割の対象とする。